

権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会[BRC]
委員長 飽戸 弘

申立人 兵庫県在住 元たこ焼き屋台店主
被申立人 株式会社 毎日放送

I. 申立てに至る経緯

1 苦情の対象となった放送番組

放送番組 毎日放送 ニュース番組「VOICE」
特集「憤懣本舗：嫌がらせの『屋台』・無神経な『役所』」
放送日時 平成17年5月9日午後6時16分～6時55分内

2 放送内容

「兵庫県宝塚市内のある駅前の喫茶店の入口付近において、女店主がたこ焼き屋台器具を搭載した車を夜間日常的に違法駐車して営業していたことに端を発し、付近住民が再三にわたって警察に通報し、市役所にも相談したところ、警察が同たこ焼き屋台の移動をさせたり、市当局がバリケードを設置して駐車できないようにした。市当局から通報者を聞き出した女店主がこれに憤慨して喫茶店に乗り込んで大声で脅迫めいた抗議をし、また度重なる嫌がらせをした結果、喫茶店の常連客は怖がって寄りつかなくなり、売り上げがガタ落ち、喫茶店営業者は閉店に追い込まれたのに、市は責任をとることなく、当のたこ焼き店は今も営業している」という趣旨のナレーションのもと、毎日放送は、喫茶店営業者がサラリーマン時代に貯めた資金で苦勞して喫茶店を開業した状況、たこ焼き屋台車を違法駐車して営業している状況を隠し撮りして放送した。

さらに、客を装って同店主が喫茶店の悪口をしゃべるのを密かに録音し、また、喫茶店に乗り込んで客の前で大声で抗議している状況を密かに録音したテープを入手して、これらのテープの音声を流し、喫茶店は閉店に追い込まれたのに当のたこ焼き店主は依然営業を続けると言っている状況を隠し撮りにより放送した。

II. 申立ての趣旨及び理由の要旨

本件番組は、「嫌がらせの『屋台』、無神経な『役所』」の題目で、1年前に録音されたもの、屋台での盗撮映像、誘導的な会話、階段のゴミなどの演出された映像を巧みにつなぎ合わせ、偽装された内容に仕立て、申立人が嫌がらせで喫茶店を潰したと放送したものである。

たこ焼き屋台は、喫茶店の開店前から長期にわたり問題の場所で営業していたが、前任者から引き継いだ申立人も喫茶店主から営業妨害を繰り返されたので、店主に対し、罵声、あるいは「息子ヤクザやねん」などの言葉を発したのは事実である。しかし、自らの営業努力が足りないのにそのことまで申立人の責任にするのはおかしい。その上、客を装う取材者に誘導的な会話を録音され、盗撮されたものを巧みにつなぎ合わせ、いかにも、申立人が嫌がらせを続けて喫茶店を廃業に追いやったように放送された。

本件放送は、放送法第3条の2の「3 報道は事実をまげないですること」、「4 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を遵守していない。

人権を無視し、申立人を犯罪者扱いにした被申立人に対し、公平な取材と謝罪を望む。

III. 被申立人の答弁の要旨

本事案は、たこ焼き屋台の違法駐車に端を発して、その屋台の女性店主がある喫茶店経営者に対して脅迫的な言葉を発したり、嫌がらせを続けて、喫茶店が廃業に至った経緯、さらに行政（宝塚市）のずさんな個人情報の管理実態の問題を取り上げたものである。

本件放送は、①明らかに駐車違反や脅迫など犯罪が成立している、②喫茶店への報復の恐れがある、といった諸状況を考慮し、屋台店主に身元を明らかにせず客として接触し、そのやりとりの模様を撮影、収録した。

今回のように、明白な犯罪行為をした加害者の取材については、その報道目的や当事者取材の重要性からみて隠し撮りしか申立人の本音を伝えることはできなかったから、あえて申立人の言い分を取り上げる必要性はない。

なお、編集に当たっては匿名性を保つべく、映像を加工するなどの配慮をして放送した。

IV. 委員会の判断

本委員会は、申立人の「申立書」及び「毎日放送の答弁書に対する反論書」、被申立人の「答弁書」及び「再答弁書」を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画を視聴し、当事者双方からの意見を聴取した。

本委員会は、上記諸調査を踏まえ、慎重に審議した結果、本件放送については、人格権侵害は成立しないが、報道機関が特定の個人を犯罪容疑者として批判することを内容とする放送をするに当たっては、報道の正確性と基本的人権に対する配慮から確度の高い取材が求められるのであり、本件においてこれが果たされていない点において放送倫理に違反するとの結論に達した。

1 人格権侵害の成否について

苦情の対象となった本件放送番組は、前記Ⅰのとおりであって、「申立人は、以前から兵庫県宝塚市内の某駅前の喫茶店の入口付近において、たこ焼き屋台器具を搭載した車を夜間日常的に違法駐車して営業していたが、ある時点で、警察が屋台の移動を求め、市当局がバリケードを設置して駐車を不可能にした措置が喫茶店営業者の通報、相談によるものであることを知って憤慨し、喫茶店に乗り込んで大声で脅迫めいた抗議をした。この結果、喫茶店の常連客が怖がって寄りつかなくなり、売り上げは落ち、閉店に追い込まれた。それにもかかわらず申立人の方は、依然として同所においてたこ焼き屋台の営業を継続している」という放送内容である。

申立人がかかる行為に及んでいる事実がテレビ放送されることは、申立人の社会的評価を低下させその名誉を毀損する情報の公表に該当する。

被申立人は、本件放送の編集に当たっては匿名性を保つべく、映像を加工するなどの配慮をして放送した旨主張しているが、映像からこの駅の特定は容易であり、かつ当該駅を利用している者であれば、本件放送により糾弾の対象となっているたこ焼き店主を特定して認識することも容易であるから、申立人の実名が明らかにされていなくとも、申立人の社会的評価を低下させその名誉を毀損する情報に当たることは否定できない。

しかしながら、放送内容及び申立書の記載内容に照らし、申立人が上記場所において、たこ焼き屋台の器具を搭載した車を路上に駐車して営業活動を行っていたことは事実として証明されており、かかる行為は道路交通法44条1項の規定に違反する行為であって、違反者は同法119条の3の規定により刑罰法規の適用を受けるものである。また、申立人が前記喫茶店に乗り込んで大声で脅迫めいた抗議をしたことは、録音テープに基づく放送であること、申立人自身喫茶店主に対し、罵声、あるいは「息子ヤクザやねん」などの言葉を発したのは事実であると自認していることから明らか

である。

そうすると、申立人の喫茶店に対する営業妨害的行為が、喫茶店閉店の直接的な原因であったと認めるまでの十分な裏付けはないが、それが一つの要因であったことは否定できない。したがって、本件放送内容は、犯罪容疑に関連する情報である点において公共の利害に関する事実に関わり、かつ公益を図る目的に出たものであって、放送内容の主要な事実が真実であることが証明されているといえるから、名誉毀損等の人格権侵害は成立しない。

2 放送倫理違反—犯罪容疑の独自取材と報道の正確性を期するための取材のあり方—について

近時、一般市民の社会生活において、さまざまな場面で、違法駐車・異臭・騒音・ペット・土地の境界線等の近隣トラブルが発生し、双方の言い分が対立して感情的に先鋭化し、刑事事件にまで発展することも少なくない。

テレビ放送は、「公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする」（日本民間放送連盟放送基準前文）ものであるから、報道番組において、上記の紛争を取り上げて問題提起し、さらにはこれらの紛争の解決に役立つ指針を提示することは社会的意義のある放送である。

しかし、このような視点に基づいて放送するに当たっては、充分双方の事情・言い分を取材し、視聴者に当該問題の社会的背景を理解できるような奥行きのある取材と検証が必要である。

本件放送は、申立人が警察の取締りや市当局の行政指導を無視して路上の違法駐車を継続し、これを営業妨害であるとして警察に通報し、市役所の行政措置を求めた喫茶店営業者に対して脅迫的言動を用いてその営業を妨害し、閉店に追い込んだとする立場で、違法行為を告発し社会的に批判することを目的としてなされたものであるという意味では、本件放送の目的、意図自体は正当である。

しかし、本件報道の対象たる事実は、一般市民の社会生活に伴って発生した上記近隣トラブルのひとつであって、放送の対象である申立人の犯罪容疑は社会的に糾弾されるべき重大な反社会的行為とまではいえない。本件紛争は、申立人の社会的に不適切な行為に起因して惹起したということはできても、一方的に申立人のみが社会的制裁をうけるべき事案であるかは、申立人側からも十分な事情聴取をし、その言い分や背景事情を取材してはじめて可能なことである。しかも本件放送は捜査当局の関与していない紛争についての独自取材に基づく報道である。このような場合、特に捜査による正確性の担保がないだけに報道が確度の高い取材に基づいて行われることが必要である。

社会的な不正や悪を指摘する報道であっても、報道対象者に報道の意図を明らかに

してその弁明を聞くことは報道の鉄則である。放送法3条の2は、放送事業者の放送番組の編集基準として、「報道は事実をまげないですること」（3号）、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」（4号）と規定しており、日本民間放送連盟の報道指針（1997.6.19制定、2003.2.20改正）は、「取材・報道の自由は、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与すべきものであって、不当に基本的人権を侵すようなことがあってはならない。市民の知る権利に応えるわれわれの報道活動は、取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する」としており、「犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道は避ける」と定めているのは、このことを裏付けるものである。

しかるに、被申立人は、本件は犯罪をした加害者に関する報道であるから、申立人の弁明を聞くことなく、放送してもよいとの見解のもとに放送に及んだものであるが、報道の目的意図を明らかにして申立人から十分な事情聴取をすることなく本件放送をした点において放送倫理違反がある。

また、本件番組においては、隠しカメラ・隠しマイクを用いて申立人の言動を取材し放送を行っている。

被申立人は、今回のように、明白な犯罪行為をした加害者の取材については、その報道目的や当事者取材の重要性からみて隠し撮りしか申立人の本音を伝えることはできなかつたから、あえて加害者（申立人）の言い分を取り上げる必要性はないと答弁している。

しかしながら、隠しカメラ・隠しマイクは原則として使用すべきでなく、例外として使用を許されるのは、報道の事実の公共性、公益性があり、かつ隠しカメラ・隠しマイクによる取材が不可欠の場合に限定される。私人間のトラブルで、個人のプライバシーが最大限配慮されるケースにおいて、隠しカメラで撮影した映像については、被取材者の意見や反論があればそれを取り上げるなど、より慎重な配慮が必要であることは、隣人トラブル報道事案（当委員会1999年12月22日決定）において示したところであり、本件において隠しカメラ・隠しマイクによる取材が不可欠であったと認められる事情は存しない。また、隠しカメラ・隠しマイクによる映像について、申立人の意見や反論を取り上げる必要がないとする事情も存しない。隠し撮りしか申立人の本音を伝えることはできなかつたからその言い分は取り上げなかつたとの被申立人の主張は、報道における批判の対象である者の主張にも耳を傾けるといふ取材の在り方からはずれているというほかない。したがって、本件放送は、隠しカメラ・隠しマイクを用いて行った取材に基づいて放送した点においても放送倫理違反がある。

3 結論と措置

番組で非難しようとする報道対象者に、報道の意図を明らかにしてその弁明を聞くことは報道の鉄則である。しかるに、被申立人は報道の目的意図を明らかにして申立人から十分な事情聴取をすることなく本件放送をした点において放送倫理違反がある。

また、本件において隠しカメラ・隠しマイクによる取材が不可欠であったと認められる事情は存在せず、こうした隠しカメラ・隠しマイクを使った取材に基づく放送をした点においても放送倫理違反がある。

よって、当委員会は、被申立人に対し、本決定の主旨を放送するとともに、今後もこのような事案の報道に当たっては、上記の視点から積極的に十分な裏付け取材を行うよう要望する。

V. 審理経過

審理経過は以下のとおりである。

年 月 日	審 理 内 容 等
2005年5月 9日	毎日放送、当該ニュース番組を放送
5月13日	申立人からBPO窓口に抗議・苦情のFAX届く
5月17日	第100回委員会に抗議・苦情概要を報告
6月21日	第101回委員会で当該案件を協議 毎日放送から自主的に提出されたVTRを視聴
6月29日	申立人から事務局に「審議のお願い」が届く
7月13日	申立人から正規の「申立書」を受理
7月19日	第102回委員会で当該案件の審理入りを決める
7月20日	「申立書」を毎日放送に送り、「答弁書」を要請
7月29日	「答弁書」を受理、これを申立人に送り「反論書」を要請
8月 8日	「反論書」を受理、これを被申立人に送り「再答弁書」を要請
8月15日	「再答弁書」を受理
8月23日	第103回委員会で審理、起草委員を選任
9月 2日	起草委員会を開催
9月20日	第104委員会でヒアリングと審理
9月26日	「委員会決定」原案を持ち回り検討
10月 5日	「委員会決定」原案了承
10月18日	「委員会決定」通知・公表